

令和8年予算決算委員会会議録

1. 招集年月日 令和8年3月12日（木）
2. 招集の場所 可児市役所議会全員協議会室
3. 開 会 令和8年3月12日 午前8時55分 委員長宣告

4. 審査事項

審査事件名

- 議案第1号 令和8年度可児市一般会計予算について
- 議案第2号 令和8年度可児市国民健康保険事業特別会計予算について
- 議案第3号 令和8年度可児市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第4号 令和8年度可児市介護保険特別会計予算について
- 議案第5号 令和8年度可児市自家用工業用水道事業特別会計予算について
- 議案第6号 令和8年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計予算について
- 議案第7号 令和8年度可児市土田財産区特別会計予算について
- 議案第8号 令和8年度可児市北姫財産区特別会計予算について
- 議案第9号 令和8年度可児市平牧財産区特別会計予算について
- 議案第10号 令和8年度可児市二野財産区特別会計予算について
- 議案第11号 令和8年度可児市大森財産区特別会計予算について
- 議案第12号 令和8年度可児市水道事業会計予算について
- 議案第13号 令和8年度可児市下水道事業会計予算について
- 議案第14号 令和7年度可児市一般会計補正予算（第7号）について
- 議案第15号 令和7年度可児市介護保険特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第16号 令和7年度可児市可児御嵩インターチェンジ工業団地開発事業特別会計補正予算（第2号）について

5. 出席委員（20名）

委員長	高木将延	副委員長	酒向さやか
委員	林則夫	委員	亀谷光
委員	富田牧子	委員	伊藤健二
委員	川合敏己	委員	野呂和久
委員	酒井正司	委員	山田喜弘
委員	澤野伸	委員	天羽良明
委員	板津博之	委員	渡辺仁美
委員	大平伸二	委員	奥村新五
委員	松尾和樹	委員	田口豊和

委 員 前 川 一 平

委 員 田 上 元 一

6. 欠席委員 なし

7. その他出席した者

議 長 川 上 文 浩

監 査 委 員 伊 藤 壽

8. 説明のため出席した者の職氏名

福 祉 部 長 河 地 直 樹

こども健康部長 大 杉 美 穂

教育委員会事務局長 水 野 伸 治

高齢福祉課長 宮 原 伴 典

福祉支援課長 松 井 章

介護保険課長 井 藤 好 規

国保年金課長 後 藤 文 岳

子育て支援課長 野 尻 康 宏

保 育 課 長 可 児 浩 之

教育総務課長 下 園 芳 明

学校教育課長 木 村 正 男

学校給食センター所長 後 藤 道 広

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 鈴 木 賢 司

議会総務課長 平 田 祐 二

議 会 事 務 局 書 今 枝 明日香

議 会 事 務 局 書 大 野 祐 貴 子

○委員長（高木将延君） おはようございます。

定刻前ですが、始めてもよろしいでしょうか。

それでは、出席委員も定足数に達しておりますので、ただいまから予算決算委員会を開催いたします。

本日は、本委員会に付託されました16議案のうち、教育福祉委員会所管部分の質疑を行います。

委員会資料データの15ページ以降に事前質疑の一覧がありますので、そちらを御用意ください。

初めに、教育福祉委員会所管のうちこども健康部、福祉部に関する質疑を行います。

対象の質疑番号は85番から106番になります。

委員の皆様は、事業名を述べてから質疑内容を発言してください。

重複している質疑については太枠で囲っています。それぞれの委員に先に発言をいただき、その後、執行部から一括で答弁をいただきます。なお、関連質疑はその都度認めます。また、事前質疑終了後に改めて関連質疑を行いますので、よろしく願いいたします。

それでは、順に1問ずつお願いします。

質疑番号85番、86番を一括で。

○委員（田上元一君） 資料番号3の19ページ、在宅福祉事業についてお聞きをします。

新規事業である一人暮らし高齢者の見守りLINEについては、趣旨は大変素晴らしいというふうに思っておりますけれども、実際に高齢者の方々や御家族の方々に登録をしていただくというハードルがありますし、その上で御利用していただくというハードルがあります。恐らく周知が大切だと思いますが、どのような形で周知を行っていくお考えでしょうか。お願いします。

○委員（前川一平君） 全く同じところです。

一人暮らし高齢者の見守りLINEの利用者への周知方法をお願いします。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） お答えします。

田上委員と前川委員の質疑については関連しておりますので、一括して答弁させていただきます。

要介護や要支援の認定を受けているの方々への周知は担当ケアマネジャーを通じて、民生委員・児童委員が定期訪問している方には民生委員・児童委員を通じて行います。また、高齢者サロン等に職員が出向き、操作説明会を行うことを計画しておりますし、市ホームページへの情報掲載、5月1日号の「広報かに」に掲載する紹介記事などを通じ広く周知を行っていきます。以上です。

○委員（田上元一君） これは本人は恐らくケアマネジャーとか、それから民生委員・児童委員さんとかということなんですけど、同居している家族は恐らくそれにつながっていくと思いますけれども、例えば別居というか離れていらっしゃる家族とか、その辺のフォローとい

うのはどういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） 基本的にこちらの部分は、市の方針としましては、プラットフォームを開放して使っていただくということでありますので、当然高齢者の方は不慣れな方が多いので、市の職員やケアマネジャー等がその部分をフォローしていくというところがありますが、家族の方は基本、簡単に登録できるものでありまして、実際もう高齢者の方、今ですとまちかど運動教室とかの高齢者の方も、参加の出席報告をLINEでやっております。もう今年度からやっておりますので、高齢者の方もほぼほぼ使えますし、家族の方も使えるものだというような形で認識しております。

○委員（田上元一君） ちょっとその認識が違うと思ひまして、要するに両方登録してもらえないとできないじゃないですか。だから、そこをどうフォローしていくかというところをお聞きしている。

恐らくその高齢者も使えますよと、家族も使えます、そこをどう、家族で登録するところになりますよみたいなところが一番大事なところじゃないですか。そこってどう考えていらっしゃるのでしょうか。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） その辺りは、高齢者の方については非常に、いわゆる登録番号とか認証のIDとか、そういったものについて個別にケアマネジャーとかがこうしなさいというような形で、指導というわけじゃないですけど、フォローしていくということですので、おおむね、多分大丈夫じゃないかなとは思っておりますが、もし万が一分からないという方がいましたら職員とか、地域の方々のひよっしたらお力添えもあるかもしれませんけど、した上で丁寧には対応していこうと思っております。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に移ります。87番、88番一括でお願いいたします。

○委員（山田喜弘君） 在宅福祉事業です。

答弁ありましたけれども、LINEを活用した見守り通知サービスをどのように推進するのか。

対象者に対する目標を設定しているのでしょうか。

○委員（野呂和久君） 同じ在宅福祉事業です。

LINEを活用した見守りサービスについて、65歳以上の1人世帯は約6,700世帯とのことでした。利用はどれくらいを見込んでいますか。

緊急通報システム事業など他の事業との併用は可能でしょうか。

緊急通報システム事業の場合は、緊急時の対応の仕組みはありますが、当事業ではアラート通知時は見守る人が対応することになると思いますが、家族が遠方や仕事等で対応が難しい事例は想定されないでしょうか。見守る人、御家族などがいない場合は、身近な民生委員・児童委員にお願いをするなどの事例が発生する懸念はないでしょうか。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） 山田委員と野呂委員の質疑については関連しておりますので、

一括して答弁させていただきます。

一人暮らし高齢者見守りLINEを先行導入している岐阜市における見守られる高齢者の登録者数が179人で、人口比0.045%であることを参照すると、本市においては44人程度と推定できますが、当該数値を目標値として設定することは考えておりません。

一人暮らし高齢者見守りLINEと緊急通報システム事業など、他の事業との併用は可能となります。

一人暮らし高齢者見守りLINEは市の公式LINEのプラットフォームを市民の方に無償で利用できるようにしたものであり、直接的に市が関与することなく、利用登録や安否確認については、対象者となる高齢者とその家族等において行っていただくこととなります。

市は登録人数については把握するものの、登録された方の個人情報やアラート通知の発送については管理・把握しません。そのため、原則として民生委員・児童委員に安否確認をお願いすることはございませんが、一人暮らし高齢者見守りLINEの登録者が民生委員・児童委員の定期訪問の対象者であり、地域の方々からの通報があった場合などは、民生委員・児童委員に安否確認をお願いすることがあります。

ちなみに、先行して事業を実施している岐阜市に確認した結果、アラート通知が届いた家族等から市等に連絡が入った事例は確認できていないとのことでした。

一人暮らし高齢者見守りLINEについては、民生委員・児童委員などの支援関係者の負担増につながらない運用とする方針でありますので、当該方針に沿った対応をしていく考えであります。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

○委員（山田喜弘君） 今、目標は設定しないという話と、岐阜市の例で人口比当たり0.045%という話ですけれども、これは増えれば、独り暮らしの安心、その家族の安心が高まるんですね。

そういう意味でいうと、目標をせずに自由に登録してくださいというやり方で大丈夫ですか。これは安心を増やすためにやる事業ではないということですか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） こちらの一人暮らし高齢者見守りLINEにつきましては、緊急通報システムや民生委員・児童委員の見守り訪問、その部分との補完をするものでありますので、この一人暮らし高齢者見守りLINEだけで見守りが完了するものではないという考えでありますし、今緊急通報システム等高齢者の見守り、あと独り暮らしの方の訪問等を市の職員のほうもやっておりますので、そういったものと合わせて全体的に見守り体制を整えていくということで考えておりますので、この一人暮らし高齢者見守りLINEについて登録者数の目標値を設定して、この人数を増やしていこうという考えは現時点においては持ち合わせておりません。以上です。

○委員（山田喜弘君） これは増えると補完がさらにされるということですが、もう一回聞きますけど、目標設定はしないということですね。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） あくまでも数字上の目標は設定しませんが、ケアマネジャー

さんやそういった方々は、そういったものをその対象となる方々に進めていくことはあると思いますので、そういった意味では増えていくと思っておりますが、その数字自体を追うことはありませんということです。以上です。

○委員長（高木将延君） そのほか関連質疑はございますでしょうか。

○委員（野呂和久君） すみません、聞き漏らしたかもしれませんので、再度お聞きします。

登録をする場合に、御本人と家族が登録をする形になりますが、最後の質問のところの御家族がとかお願いする方が見えない場合に、身近な方でお願いできそうな方をお願い、例えば民生委員・児童委員にお願いするというような事例が発生する可能性はないか、懸念はないかということで質問させていただいているんですけども、御本人と、あと誰がつながっているのかということの確認は、市のほうではできる仕組みになっていますか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 仕組み的に、その登録の部分はこちらから確認しようと思えば確認できるシステムとなっているはずですけども、あえて積極的にこちらから確認することとはしません。以上です。

○委員（野呂和久君） そうしますと、このサービスを利用したくて、高齢者の方が御家族などと書いてありますので御家族以外の方をお願いする場合に、そうした民生委員・児童委員にお願いをして登録をしていたという事例が発生しないことは絶対ないとも言い切れないということですよ。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） その高齢者の方と民生委員・児童委員との関係性もあるかと思しますので、前回、民生委員・児童委員の理事会のほうでこの一人暮らし高齢者見守りLINEの導入のことについて御説明させていただいた際に、基本的には民生委員・児童委員は、皆さん理事会の中では、基本的にはその部分で通報先、連絡先というかアラート通知のですね、そういったことで登録はしないと。理事会としては全会一致で、そういったことでまとまっておりますが、個々の委員が個々の判断で付き合いとか関係で登録されることはあるだろうと。それ自体を止めるものではないと。民生委員・児童委員の協議会としては登録はしないと。ただ個々の判断で登録するものについてはまでは禁止するものではないというような決定をされております。

○委員長（高木将延君） そのほか関連質疑ございますでしょうか。

○委員（前川一平君） さっきすればよかったんですけど、周知方法なんですけど、「広報かに」とかでは載せたりしますか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 5月1日号の「広報かに」に周知記事を載せることで原稿校正しております。以上です。

○委員長（高木将延君） 他に関連質疑ございますでしょうか。

[挙手する者なし]

ないようですので、次に移ります。89番。

○委員（田口豊和君） おはようございます。

同じ在宅福祉事業ですが、安否確認できる新たなツールと既存の緊急通報システムや民生

委員・児童委員の訪問活動との役割分担といった、これまでの有人による見守りやあんきクラブ便りなどの郵送が縮小される懸念はありますか。よろしくお願ひします。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） 一人暮らし高齡者見守りLINEは、既存の見守り事業を補完するものであるため、既存の緊急通報システムや民生委員・児童委員による要援護者宅への定期訪問、あんきクラブ便りの発行は従前どおり継続実施していきます。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に移ります。90番。

○委員（田上元一君） 20ページの高齡者生きがい推進事業についてお聞きをいたします。

移動支援サービスについては、もともと既にサービスを行っている団体への車両の貸与ということで始められていると思いますが、ある程度それも出回ったというふうに理解しているところですけど、例えばサービスを行っていないような地区へ拡大をするというようなことは考えていらっしゃるのでしょうか。

もし考えているとすれば、どのようなスケジューリング・工程で進めていくお考えなんですか。お願ひします。

○高齡福祉課長（宮原伴典君） 令和6年度に開始した住民参加型移動支援モデル事業は試行的に3年間を事業計画期間として設定した上で行っており、3年間の実施状況等を総合的に勘案した上で、正規事業としての実施の有無を判断することとしております。

令和6年度に若葉台、桜ヶ丘、愛岐ヶ丘の3団体に事業実施していただき、令和7年度に帷子地区社会福祉協議会が事業を開始し、令和8年度からは清水ヶ丘自治会が開始するようように、少しずつではありますが、広がり続けている状況であります。

当該モデル事業は実施主体が自治会などの地域団体となることから、事業を開始する上でのハードルが高いため、市内全域で実施体制が整うことが難しいものと考えております。そのため、当面は現状において、事業を実施しておられる団体への車両貸与を継続しながら、新たに団体等を立ち上げ、事業を実施していただくことにつながる支援をしていきたいと考えております。

なお、事業実施されている団体との意見交換においては、団体・利用者の双方が当該事業の必要性を訴えられております。そのような状況であることから、モデル事業の実施期間満了後は、現時点においては正規事業に位置づけ、事業を継続していく考えでありますし、新規にやっていただく団体についても積極的に支援をしていきたいと考えております。以上です。

○委員（田上元一君） 恐らく今やっているところのいろんな情報というのがほかのところにも広がって、うちでもやってみたいなという、そんな形になってくると思うんですね。なので、3年間終わったところで今の事業のしっかりと検証をお願いしたいというのが1点と、その上で、新しいところに広げるためにどういう制度設計が必要なのかということも併せて令和8年度中にしっかりと考えていただきたいというのはお願ひ事項ですけれども、よろしく

お願いします。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に移ります。91番。

○委員（板津博之君） 同じ高齢者生きがい推進事業であります。

新規事業の難聴高齢者補聴器購入費助成金についてですが、これは大変市民の方から要望があった事業ですので、ありがたいなと思っています。予算額200万円とした根拠は。また、申請者が多かった場合は、次年度以降予算額を増額していくのか。お願いします。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 本市と同様な条件で助成事業を実施している高山市と関市の令和6年度の助成実績を確認したところ、高山市が26件、関市が23件であったことと、事業開始初年度は申請が多いと想定し50件の申請があることを見込んだ結果、予算額を200万円としました。

申請件数が想定を大きく超える場合は、その状況によっては年度途中での予算補正も視野に入れながら、次年度予算についても増額を検討していきたいと思っております。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に移ります。92番。

○委員（田口豊和君） 24ページの介護人材確保対策事業です。

市内における外国人介護人材の定着状況はどうでしょうか。よろしくお伺いいたします。

○介護保険課長（井藤好規君） 令和6年度から外国人介護人材受入支援補助金を開始していますが、今まで15名分の補助金を交付しています。補助金を交付した事業所に確認しましたところ、15名全員が現在も働いているということです。

慣れない国での生活や仕事・文化などに悩みや困り事を抱えていないかなど懸念されますが、技能実習だと監理団体、特定技能だと登録支援機関がサポート組織として入っていることもあり、事業所からは、特に困っているとの相談は受けていない、皆元気に働いていると聞いています。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

それでは、続きまして93番。

○委員（田上元一君） 41ページの私立保育園等保育促進事業についてお伺いをいたします。

資料にあります待機児童ゼロについては理解をするところですが、いわゆる受皿としてはあるよということだと思えますけれども、実際お話を伺っていると、なかなか希望どおりの園に入園できないという話も聞くところであります。

一定の基準に基づいてということではあると思いますが、そうした声もあるということも事実なところですので、例えば改善の余地ということがあるのかどうか、その辺お伺いをしたいです。よろしくお伺いいたします。

○保育課長（可児浩之君） お答えします。

可児市においては、特定園に希望が集中する傾向があり、市内の他の保育園に空きがあっても希望する保育園に空きがないため入園を待つ、いわゆる潜在待機児童が一定数います。

入園調整において保護者が少数の特定園のみ希望された場合、受入れ可能数以上の応募があると受入れが困難になるため、保護者に対し、空き枠のある保育園等の情報を提供し、希望園を追加いただくなど、できるだけ入園できるよう調整に努めております。また、働き方によっては幼稚園の預かり保育を活用することでニーズを満たせる場合もあるため、選択肢として幼稚園を紹介するなどしております。

市としても、これまで保育ニーズの増加に対応するため、令和5年10月と令和6年4月に小規模保育施設を2園整備したほか、令和7年4月に私立保育園1園、私立幼稚園1園が認定こども園化していただきました。また、令和8年4月には私立の小規模保育事業所が認可保育所となる予定で、保育枠の確保に努めてきたところでございます。

また、私立幼稚園に対しましても、認定こども園への移行・検討をお願いしておりまして、園の相談に乗るなど、必要な情報の提供に協力しておるところでございます。引き続き保護者の希望に沿った入園調整と保育枠の確保に努めてまいります。以上です。

○委員（田上元一君） 一定の基準があるけれども、なるべくお声を聞きながら本人の希望に沿えるように調整をしているということは間違いのないわけですね。じゃあ、そのことは理解しました。引き続きいろんな希望に対して応えていけるように、大変だと思いますけど、御努力いただけるだろうと思いますので、よろしく申し上げます。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

○委員（富田牧子君） ここのところで、1園が認可保育所に移行するということになりましたけど、まだ6園が認可保育所になっていないということで。5年間だったと思うんですけど、5年間で認可保育園になるようにというような指導もあったと思うんですが、あとの6園はどのような考えでやっておられるんでしょうか。

○保育課長（可児浩之君） 今のお話は認可外保育園がまだ残っているというお話だと思うんですけど、富田委員おっしゃるように、無償化の対象となる経過措置というのはもともとございまして、それが昨年延長されまして、令和7年から最大5年間、令和11年まではお待ちしますよと。その代わりに、なぜ認可保育園に移行できないような理由があるのか。計画書を県に出した上で、それが県が認めれば経過措置5年間最大で使えるということなんですけれども、認可外保育園のままなのはほとんど外国籍児童を受け入れる施設でございまして、やはり保育士が確保できないと。基準では3分の1以上保育士を配置しなさいという基準があるんですけども、なかなか保育士資格を日本人の方しか持っていないところの中で、言葉が通じない外国籍の児童が多数見える園ではなかなか保育士の確保が進まないという状況がございまして、認可保育園のほうには移行できないということです。ただ先ほど申し上げたとおり、外国籍児童が多く通っている認可外保育施設についても、日本人、外国籍の方問わず保育士はずっと募集を、何とか保育士を確保したいということで努めておら

れますので、この辺りが改善してくれば、確保できればそういったより質の高い保育園のほうに移行するということが考えられますけれども、ただ認可外保育園が本当に認可保育園に移行するかどうかは事業者の意向もございますし、今は制度として、県が認可外施設を監査するんですけれども、一定の質の高い認可外保育施設用の基準というものがございまして、それをクリアしていると県が証明書を発行するような、いわゆる認可保育園に近い形で保育ができていますよという、そういったお墨つきをもらえるような制度もございますので、まずはそこを目指して保育士を確保していくということが直近の認可外保育施設の課題かと考えております。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に移ります。94番から97番一括でお願いいたします。

○委員（川合敏己君） お願いします。

重点議案資料番号3、42ページ、市立保育園管理運営経費です。

保育ICTシステム使用料について、導入に当たり、現在の課題と導入後にどのような効果が期待できるものか。

また、導入後のコストはどれほどと予想されるのか。

○委員（前川一平君） 同じところですか。

保育ICTシステムについては、具体的にどのようなものを想定していますでしょうか。

○委員（田上元一君） 市立保育園と市立幼稚園の管理経費のところですがけれども、保育ICTシステムを導入されるということで、何が効率化されるのか。

その効率化されることで生まれるリソースをそれぞれ保育・幼稚園の事業にどのように生かしていけるんでしょうか。お願いします。

○保育課長（可児浩之君） それでは、一括してお答えをさせていただきます。

まず川合委員の御質問、現在の課題と保育ICTシステム導入後の効果及び導入後のコストについてお答えいたします。

公立園の現状の課題としては、事務作業が多く、効率が悪い、それから保育士間の情報伝達に時間がかかるなどの課題が上げられます。

現在公立園では、日誌や連絡帳など多くの事務を手書きで実施しており、保育時間の合間に事務を行っています。また、紙ベースのため、保育士間の情報伝達・共有に時間がかかっているところでございます。

保育ICTシステムでは、登・降園管理のほか、日誌、連絡帳等の電子化など各種情報をタブレットで共有することができ、導入の効果としては、時短やペーパーレス化による事務の効率化、情報共有の質の向上のほか、保護者にとりましても、携帯電話のアプリで欠席連絡や連絡帳機能などができることから、利便性の向上が期待できるものでございます。

なお、導入時のコストは当初予算で計上したとおりですが、公立園全体の使用料544万5,000円は令和8年10月から令和11年3月まで30か月分でございます、一括払いすること

で2分の1の国の地域未来交付金の対象とするような予定でございます。このため、保育ICTシステム導入後の令和9年、令和10年度のランニングコストはゼロ円となります。令和11年度以降は使用料として公立園全体で年額217万8,000円がかかる見込みでございます。

次に、前川委員の御質問、導入する保育ICTシステムはどのようなものかについてお答えします。

導入する保育ICTシステムは現状の課題を踏まえ、業務改善、情報共有の質の向上等に効果が期待できるもので、職員が使いやすく、保護者にも利便性の高いシステムが必要と考えています。

具体的なシステムの機能としては、登・降園管理、指導計画、日誌の作成機能、保護者連絡機能、園児情報管理機能、アンケート機能等を備えたシステムを想定しております。

また、機器の導入体制としては、タブレット型端末を正職員に各1台、このほか各教室に1台配置する形を予定しています。

なお、具体的な保育ICTシステムの選定につきましては、県内自治体の導入事例なども踏まえて検討してまいりたいと考えております。

最後に、田上委員の御質問、保育ICTシステム導入により生まれるリソースをどのように保育事業に生かしていくかについてお答えします。

保育ICTシステムの導入は、効率化により事務時間が短縮することで時間を、情報共有の迅速化、質の向上により連携強化を生み出します。これらの時間を子供の保育や保護者対応の時間に充てるとともに、情報連携強化等により保育の質の向上に努めてまいります。また、併せて保育士の負担軽減による働く環境の改善につなげることで、保育人材の確保に努めてまいります。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

○委員（富田牧子君） すみません、この保育ICTシステムですけど、どこかに委託をして、これをやってもらうということだと思いませんか。それで、いろいろ集まってくるデータもその事業者が管理をするということなんですか。

ここでやっぱり気をつけなきゃいけないのは、住民の個人情報がそこに集まるわけですよ。そういうふうで、実際にこれをやるときに、あなたの情報をここに入れますけれど、いいですかという同意が必要だというのは、私はどこかで読んだことがあるんですけど、その点もきちんと気にしてこの保育ICTシステムをやっていただくわけでしょうか。

○保育課長（可児浩之君） 富田委員おっしゃるとおり、個人情報の管理、やはり業者が作成するアプリのところで管理することになりますので、一定のセキュリティーの確保というのは必要になります。なので、先ほど申し上げたとおり、どの保育ICTシステムを使っていくかということにつきましては全国的な導入実態ですね、特に今、一つ例を挙げますと、「C o D M O N（コドモン）」という保育ICTシステムが全国的にも導入事例がすごく多くてセキュリティーもしっかりしていると。県内自治体でも半数ぐらいの市が既に「C o D M O N（コドモン）」を入れているというような実績もございますので、そういったことも

参考にしながら、しっかり個人情報管理できるものを選択するように考えております。

それと保護者の同意につきましては、おっしゃるとおり、もともと保護者から入れて欲しいというお声もあるものですから、そういったことも踏まえて、導入する際には、しっかり保護者に説明した上で、同意を得た上で管理運営をしてみたいと考えております。以上です。

○委員長（高木将延君） そのほか関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に移ります。98番。

○委員（田上元一君） 51ページの家庭相談事業についてお伺いをいたします。

予算決算委員会で毎回これはお聞きしていることですが、対応する案件が非常に増えてきているよという話をいつも説明で受けます。また、内容が非常に複雑化・困難化しているという状況もお聞きしておりまして、職員さんの負担も大変大きいんだという話をずっとお聞きをしているわけですが、現職員体制で令和8年度対応できるのでしょうか。

例えば、増員するようなことで対応の予定はあるのでしょうか、お伺いします。お願いします。

○子育て支援課長（野尻康宏君） 御質問をいただきました家庭相談事業を担当しております当課の家庭相談係につきましては、御指摘いただきましたとおり、相談件数の増加ですとか相談内容の多様化・複雑化などに適切に対応できる体制を整えるため、今年度からですが、一般事務の会計年度任用職員を1名増員しております。

この会計年度任用職員には、これまで正職員が相談業務と兼ねて行っておりました主に独り親家庭を対象とした福祉資金の貸付制度でありますとか、各種就労支援制度の申請受付など定型的な業務を担ってもらいまして、正職員については、より相談業務に集中できるような役割分担の見直しを行っております。

また、当然のことですが、家庭相談係だけの対応に終始することなく、庁内であれば、健康増進課ですとか学校教育課、それから幼稚園・保育園、小・中学校、また県の子ども相談センターや女性相談支援センターなどの関係機関とも緊密に連携をしながら、対象家庭の見守りや切れ目のない支援に努めているところでございます。

なお、家庭相談業務につきましては、業務量もさることながら児童虐待ですとかDVへの対応など、職員の心理的な負担も非常に大きい業務であると考えております。そこで、基本的には地区担当制で相談ケースごとの担当者を決めておりますけれども、場合によっては特定の地区に案件が一時的に集中したりするような場合には、担当地区を柔軟に見直しを行ったりですとか、係内でのケースの情報共有、あるいは対応方針の組織的な検討・決定を徹底したりするなど、職員の心理的な負担を軽減するための取組も併せて進めながら、今後も適切な相談対応に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○委員（田上元一君） 実は再質問でその心理的な負担という辺りをお聞きしようとしておったところなんですけれども、要するに職員が抱え込んでしまうみたいな形が一番危険など

ころだと思っんです。なので、その係なりその課で、あるいは庁内でしっかりと情報を横の共有をしていくというのは非常に大事だと思っていますので、今そういう取組をされているということで安心しましたので、引き続きしっかりと見守っただければと思っいますので、よろしくお願っします。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に移ります。99番。

○委員（天羽良明君） 83ページ、多機関協働等事業です。

複雑化・複合化した課題を抱える家庭などを支援するため、重層的支援体制整備事業アドバイザーはどんな方を想定して、どう連携を取るのか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 多機関協働等事業は、重層的支援体制整備事業における支援の進捗状況を把握し、必要に応じて支援関係機関に助言を行います。

具体的には、単独の支援関係機関では対応が困難な複雑化・複合化した事例について調整役を担い、支援会議または重層的支援会議を開催し、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を整理していきます。また、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進め、包括的な支援体制を構築していくものとなります。

アドバイザーには、専門性を生かして、重層的支援体制整備事業の中核事業である多機関協働等事業における調整役を担っていただき、新設する重層的支援事業系の業務運営のバックアップをしていただくことになっております。

アドバイザー業務委託契約を締結する予定の法人には令和7年度から協議に参加していただいており、本市の状況を深く理解した上で、重層的支援体制整備事業の設計に多大なる貢献をいただいております。アドバイザーには月2回市に来ていただき、アドバイザーの業務日に合わせて開催する支援会議や重層的支援会議において、協議する事案に対する支援の方向性を示し、支援関係機関等と調整した上で整理していただきます。

重層的支援体制整備事業の主たる対象者となるのは8050世帯、未受診の発達障がい者、障がいに向き合えない人など、複雑化・複合化した課題を抱えながらも各制度のはざまに陥り、これまで支援が届いていなかった方となります。これらの方々への支援の在り方を検討する上では、市職員の人事異動の事業執行体制に与える影響を緩和するためにも、高度な専門性を有するアドバイザーの存在が欠かせないことから、アドバイザーと連携した事業運営体制の構築や重層的支援体制整備事業全般の安定運営には必要不可欠と考えております。以上です。

○委員（天羽良明君） アドバイザーは何年間ぐらいで考えてみますか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） アドバイザーは年度契約なので、1年1年の継続という形になっていくわけですがけれども、その方には少なくとも5年、できればもっと長くやってもらいたいんですけれども、その法人のそのアドバイザーになれる方は非常に多忙な方なので、なかなか先のことまでお約束できないが、5年は少なくともできるというような回答はいた

だいております。

○委員（天羽良明君） 分かりました。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

○委員（川合敏己君） すみません、それって一法人の1人の方に対してのものであるんでしょうか、それとも複数名いらっしゃるような感じですか。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） それは法人といたしましても株式会社の法人なんですけれども、実質的には1人の代表者、いわゆる県のスーパーバイザーの方で、精神保健福祉協会の事務局長とか県内のいろんな役職を歴任されている方、その方という形になります。

○委員長（高木将延君） そのほか質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、続きまして100番。

○委員（野呂和久君） 84ページです。事業名が生活困窮者自立支援事業です。

就労準備支援は事業開始から利用者実績は何件になりますか。

また、生活困窮者支援等のための地域づくりの事業について詳細な説明を求めます。

○福祉支援課長（松井 章君） お答えします。

就労準備支援事業については、令和7年9月の予算決算委員会で、令和6年度の相談件数は1件のみで、実際に計画を立てて支援を行った実績はないと御説明いたしました。令和7年度についても、これまでに実績はございません。

生活困窮者自立支援事業の実施に当たりましては、自立相談支援を基本としておりまして、家計相談支援、就労準備支援を一体的に実施することが求められており、今後就労準備支援の対象となる方から相談等があった場合に適切に対応できるよう、継続して実施する必要があると考えております。

次に、生活困窮者支援等のための地域づくり事業は、地域におけるつながりの中で、住民が持つ多様なニーズや生活課題に柔軟に対応できるよう、まず地域住民のニーズ、生活課題の把握、そして住民主体の活動支援、情報発信、地域コミュニティーを形成する居場所づくり、多様な担い手が連携する仕組みづくりを行うことを通じて、身近な地域における共助の取組を活性化させ、地域福祉の推進を図ることを目的としております。

本市では、可児市社会福祉協議会に委託している生活困窮者自立支援事業の各事業メニューに令和8年度からこの地域づくり事業も追加し、地域住民のニーズや生活課題、それらに対応する社会資源の状況などについて実態の把握に努めるとともに、地域の住民主体の活動を活性化すべく、地域住民活動と自立相談支援事業等の連携を模索し、情報発信など行えるよう、可児市社会福祉協議会と連携して取り組んでいく予定でございます。

なお、重層的支援体制整備事業におきまして、生活困窮者支援等のための地域づくり事業は、介護、障がい、子供のそれぞれの分野の地域づくり事業と一体的に行うことで、地域住民が社会参加する機会を確保するための支援、地域生活課題の発生防止、または解決に係る体制の整備等を行うことが求められており、全ての分野の地域づくり事業の実施が必須要件

となっております。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

○委員（野呂和久君） その体制づくりについては、大体どれくらいの目途で体制を構築しているかという、目標というのはおかしいんですけども、大体これくらい、5年なりその辺の目途のようなものは想定されながら進めていくということでしょうか。

その体制を準備していく期間というのは大体想定されているのか。やっていきながら、順次ということでしょうか。

○福祉支援課長（松井 章君） 今、具体的にいつまでにどのような体制をとというのはちょっと決まっておられませんけれども、先ほど御説明したように、まずは委託先の社会福祉協議会にニーズとか生活課題、社会資源の状況などについて、まずは実態把握というところから始めて、その調査結果に基づいて、また市と社会福祉協議会のほうでどのようにそういった体制づくりを発展させたらいいかというようなことを進めていくというものでございます。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、続いて101番。

○委員（田口豊和君） 86ページの障がい者地域支援生活支援事業です。

親亡き後を見据えた居住の場の確保が可児市障がい者計画のとおりに進んでいますか。よろしくをお願いします。

○福祉支援課長（松井 章君） お答えします。

先日の一般質問でも、親亡き後の暮らしの場の整備について、特に重度の障がいがある方々が大変心配している旨の御質問をいただき、福祉部長より答弁をしているところです。

可児市障がい者計画では、様々な取組がある中で、特に重点を置く取組の一つとして、親亡き後の暮らしの場の整備を掲げ、事業としては、短期入所の充実、グループホームへの入居支援、地域生活支援拠点等の機能拡充の3つを行うこととしています。それぞれの事業に方針と担当課が示されており、3つの事業の方針は6つあり、担当課は全て当課です。

短期入所の充実の事業方針は2つ掲げられており、その方針に基づく進捗につきましては、まず市内で短期入所サービス事業を行っている施設は5か所です。その方の障がいの状況等に合わせて、中濃圏域35か所の施設や県外の近隣市町村の短期入所の施設も利用していただいています。緊急時受入れの短期入所の施設については、地域生活支援拠点等の整備により、中濃圏域内の13か所の施設が緊急時の受入れについて協力をするようになっております。

医療的ケアが必要な方の短期入所サービスでは、医療職の確保や通常の介護よりも安全管理や手順が非常に厳密で、運営に係る負担が大きくなるなどの理由で事業所が少ない状況ですが、このような中で、令和7年8月1日から県立多治見病院で短期入所の受入れが可能となっております。

グループホームへの入居支援の事業方針は3つ掲げられており、その進捗については、日

中活動系サービス事業所、グループホーム、相談支援事業所等の職員が集まり、個別支援会議などを行うことで、日中活動系のサービス事業所とグループホームの連携が円滑に進むようになっており、利用者の要望などをグループホームが把握することができるよい機会となっております。日中活動系サービス事業所に通いやすく、交通の便のよい立地のグループホームも開所されております。過去には、市有地を無償貸与し、国と県の建設補助金と併せて市も助成した就労支援施設にグループホームも併せて開設していただいている実績もございます。市内でグループホーム開設について事業所から相談があった場合は随時応じるとともに、市内相談支援事業所の案内などの情報提供も行っております。

なお、岐阜県から提供された昨年8月1日現在のグループホームの利用状況ですが、中濃圏域内の40事業所中4事業所は未回答で36事業所でございますが、定員506人に対して利用者は380人、待機者は11人、このうち可児市内の5事業所、1事業所未回答でございますが、定員53人に対して利用者は46人、待機者は3人となっております。

共同生活援助の支給決定者数ですが、平成29年の26人から令和7年118人と増えております。請求情報から見ますと、令和7年12月の共同生活援助の利用者は73名でした。支給決定者数118人と利用者数73名の差の45名は、グループホームの体験入居ができるように決定されている方と考えられます。

そして、地域生活支援拠点等の機能拡充の事業方針1つの進捗でございますが、面的整備の状況につきましては、重点事業説明シートに掲載しているとおりでありまして、中濃圏域内の30事業所で機能を分担しております。地域生活支援拠点等の整備について、令和7年度は中濃地域関係者による会議が2回開催され、可児市地域生活支援推進協議会にて1回の会議を行いました。緊急短期入所の利用についての情報交換や整備の充実について議論を行いました。

以上、可児市障がい者計画に掲げた方針に基づき、各事業を進めております。これら3事業の進捗状況については、ほかの99事業も含めた102事業について、令和6年度末時点のものを可児市地域生活支援推進協議会にて報告し、現在令和7年度末の進捗状況を取りまとめ中でありますので、その結果も同協議会に報告する予定でございます。また、現在の障がい者計画は令和8年度までのものでございますので、新年度になりましたら開催する計画策定委員会にもこれを報告しまして、令和9年度からの計画の策定に向けて協議を行う予定でございます。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に移ります。102番。

○委員（野呂和久君） 92ページです。事業名が疾病予防費・特定健康診査等事業費です。

糖尿病性腎症重症化予防プログラムを本市は可児医師会と実施をし、電話等での受診勧奨を行ってきました。新規事業と併用していくのでしょうか。

レセプトのない約300人のうち、希望する60人に実施するとのことですが、60人を上回っ

た場合はどのように対応される予定でしょうか。

○国保年金課長（後藤文岳君） 糖尿病性腎症重症化予防プログラムの対象者は、ヘモグロビンA1cが6.5%以上の方です。一方、新規事業である糖尿病性腎症重症化予防事業の対象者は、糖尿病で治療中の方を除いたヘモグロビンA1cが5.8%以上の方となります。

対象者の範囲を拡大し、糖尿性腎症の重症化を予防するため、可児市糖尿病性腎症重症化予防プログラムと並行して新規事業を実施します。

また、予定の人数を超える場合は、予算流用や補正など柔軟に対応していくことを考えています。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、103番。

○委員（富田牧子君） すみません、資料とページが間違っておりまして、ごめんなさい。資料2の154ページからのところですか。

国民健康保険事業特別会計ですけど、可児市の国民健康保険では、令和8年度から1世帯300円の子ども・子育て支援金が上乗せ徴収されるということになっております。国民健康保険税はどのくらい上がるのか。

そして、この納付金は来年度以降も増額されるという話がありますので、それはどうでしょうか。

○国保年金課長（後藤文岳君） お答えします。

岐阜県が国へ支払う令和8年度の子ども・子育て支援納付金額は約23億1,600万円。そのうち公費等による収入を除いた額を市町村ごとの被保険者数、所得水準等で案分し、各市町村の県への納付金額が算定されます。令和8年度の可児市の納付金額は約5,900万円となっています。その納付金を賄うのに必要な保険税率を県が示していますので、それに基づいた税率案を本議会に上程しています。

その税率で算出すると、1世帯当たりの国民健康保険税の年額は約4,700円となりますので、令和8年度はその分が上乗せとなります。しかし、実際は各世帯の構成や前年の所得額により保険税の額が決まりますので、世帯により増加額が異なることは御承知おきください。

また、国全体の子ども・子育て支援金徴収額は令和10年度にかけて段階的に引上げを行いながら制度構築が図られることとなっていますので、令和9年度、令和10年度も国民健康保険税は増額となります。以上です。

○委員長（高木将延君） よろしかったですか。

関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に移ります。104番。

○委員（富田牧子君） 資料2の170ページからです。今度は後期高齢者医療特別会計のところですか。

後期高齢者医療保険では子ども・子育て支援金は1人200円とされておりますが、令和8年度の後期高齢者医療保険料はどのぐらいになるのでしょうか。

○国保年金課長（後藤文岳君） お答えします。

岐阜県後期高齢者医療広域連合の試算では、基礎分の1人当たり保険料の年額は8万7,798円、令和6・令和7年度と比較して7,807円の増、新規の子ども・子育て支援納付金分の1人当たりの保険料の年額は2,221円、計9万19円となり、令和6年度、令和7年度と比較すると、令和8年度は1万28円の増額となります。しかし、実際は前年の所得額により保険料の額が決まりますので、個人ごとに増加額が異なることは御承知おきください。以上です。

○委員（富田牧子君） そうすると、後期高齢者医療保険でも毎年変わっていくということですね、この子ども・子育て支援金が増えていくわけですから。

○国保年金課長（後藤文岳君） 基礎分については令和8年度、令和9年度の料率は変わりませんけれども、子ども・子育て支援金分については令和10年度にかけて段階的に徴収金額が上がりますので、そうすると料率も上がっていくという形になります。

○委員（富田牧子君） すみません、令和8年度の料率をお聞きしたいです。

○委員長（高木将延君） 後ほどお願いいたします。

そのほか関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

では、次に移ります。105番。

○委員（天羽良明君） 179ページ、認定調査等経費です。

認定調査支援システム導入業務委託料約633万円で、どのように介護認定調査の効率化が図れるか。

○介護保険課長（井藤好規君） 介護認定調査は、調査員が訪問先において紙ベースでメモしてきたものを帰庁した後に専用のOCR用紙に清書を、特記事項をパソコンに入力することで、調査票として作成していきます。また、調査票の整合を図るために、調査員による読み合わせと職員による確認作業を行っています。

認定調査支援システムでは、訪問先でタブレットを使用して調査結果の入力ができること、次の訪問先までに隙間時間があれば、外出先でも調査票の作成を進めることができます。また、時間のかかる作業となっている調査票の確認をAIサポートによる不整合、矛盾がないかチェックさせることができます。

認定調査支援システムを導入することで調査票の作成時間が短縮し、介護認定調査の効率化を図り、今後の高齢化によりますます増えていくことが見込まれる介護認定調査に対応していきたいと考えています。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に移ります。

先ほどの冨田委員の質問について国保年金課長、答えられますか。よろしくお願いいたします。

○国保年金課長（後藤文岳君） 後期高齢者医療の保険料率ですが、令和8年度、令和9年度の医療分については、均等割額が5万5,385円、所得割率が9.71%、子ども・子育て分については、均等割額が1,374円、所得割率が0.25%です。以上です。

○委員長（高木将延君） それでは、次に移ります。

資料が4番の可児市補正予算書になりますので、よろしくお願いします。

106番。

○委員（伊藤健二君） ページ26、介護保険の給付費繰入れの額をめぐっての話です。

保険給付費合計は1億3,300万円増額をするわけでありましたが、24ページです。款8の2の1、準備基金繰入金では、補正前の1.7倍となる額となります。この2億7,241万5,000円の準備基金繰入れを必要とする理由は何かというのがお尋ねです。

介護給付費の伸び率、1号被保険者数とその給付者の数、そして介護給付の単価、これはちょっと計算上すぐ出るかどうかあれですが、介護給付の単価の伸びや必要額等々から状況の説明をお願いします。

○介護保険課長（井藤好規君） 増額した保険給付費1億3,300万円のうち、介護サービス給付費及び高額介護サービス費の増額分となる1億2,500万円については、その財源となる国庫負担金については、年度当初にあった内示から額が変更されることがありません。過不足があった場合は翌年度精算となります。また、保険料についても保険給付費の増減により変動するものではないので、一般会計繰入金以外は介護給付費準備基金繰入金で賄うことになります。そのため、介護給付費準備基金繰入金は1億1,161万5,000円を増額し、2億7,241万5,000円となる補正予算を計上しました。

また、令和8年1月時点と令和6年度末となる令和7年3月を比較すると、第1号被保険者は105人、0.4%の増加、介護サービス受給者数は219人、5.5%の増加。介護給付単価ではなくて介護サービス受給者1人当たりの給付費月額のほうを出させていただきましたが、そちらのほうは4,000円、2.6%の減少であることから、介護サービス給付費が増額するのは、1号被保険者や介護給付単価はあまり増減がないものの、介護サービスを利用する人が増加していることが要因として考えられます。以上です。

○委員（伊藤健二君） ということは、数から来る影響度合いは少ないんだけど、国から入って来る公費負担分の見込みが変わることはないので、令和8年度で可児市の側で繰入れをして大量に持ち込まないといけないと。そうしないとバランスが、収支の最終が、介護保険の全体の収支のバランスが取りにくくなるというふうに理解をすればいいですか。

○介護保険課長（井藤好規君） 介護サービス給付費の国庫負担金については、前年の実績値に過去5年間の最高の伸び率を掛けたものが内示額として出るということになりますので、その5年間のうちにはコロナ禍もありましたので、伸び率があまり伸びなかったというのがありました。それに比べて令和7年度については大きく伸び、不足が生じるということにな

りますので、その部分については繰入金のほうで、基金からの繰入金で賄いたいというようになっております。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、これでこども健康部、福祉部に関する事前質疑を終わります。

改めて、ここでただいまの質疑に関する質疑を許します。

質問される方は、お一人質疑1回につき1問としてください。その際には、一番左の質疑番号と事業名の発言をお願いいたします。

では、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを入れて行ってください。

質疑のある方、ございませんでしょうか。

○委員（川合敏己君） すみません、先ほど関連質疑で聞けばよかったんですけど、105番の天羽委員の質問で認定調査等経費のところなんですけれども、可児市地域包括支援センター内のシステムだと思うんですけども、違いましたっけ、じゃあ、ちょっとそこら辺説明お願いします。すみません。

○介護保険課長（井藤好規君） 今回導入させていただくのは、認定調査の支援システムで、認定調査のほうは市で行っている会計年度任用職員になるんですが、認定調査員が各家庭や病院や事業所を回って調査のほうさせていただいているということになっていまして、そちらのほうの調査にタブレットを持ち運んで事務の効率化を図っていきたいというようなシステムの内容となっております。

○委員長（高木将延君） よろしかったですか。

○委員（川合敏己君） 地域包括支援センターの中のシステムではないんですね。

○介護保険課長（井藤好規君） はい。地域包括支援センターではなくて、市で行っている認定調査に関わるシステムです。地域包括支援センターのほうでは介護認定調査をやっておりませんので。

○委員長（高木将延君） よろしかったですか。

そのほか質疑ございませんでしょうか。

○委員（山田喜弘君） そのタブレットは通信できるんですか。

○介護保険課長（井藤好規君） 通信ではなくて、データをそこに入れ込んで持ち運びするだけになります。最終的には別のシステムで介護認定審査システムがありますので、そちらのほうに、帰庁した後になりますけど、通信させてデータを取り込むというような形になっております。

○委員長（高木将延君） そのほか質疑ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

発言もないようですので、これでこども健康部、福祉部に関する質疑を終了いたします。

ここで10時15分まで休憩といたします。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時15分

○委員長（高木将延君） それでは休憩前に引き続き開議を再開いたします。

事前質疑の前に、先ほどの高齢福祉課の答弁で補足説明があるということですので、それを許します。

○高齢福祉課長（宮原伴典君） 先ほど、野呂委員から質問受けておりましたLINEを活用した見守りシステムの中で、見守られる人と見守る人の確認について、把握はしないけれども情報は分かるという答弁をさせていただきましたけれども、LINEの登録の際には、その人の住所とか年齢とか、名前も別に本名じゃなくても、LINEですのでおじいちゃんだったらじいじとかいうような形でやれますので、例えば民生委員・児童委員さんが登録されたとしても、その人が民生委員・児童委員さんかどうかの保証、補足情報は一切分からないので、見守られる人とこの人がついているというのは分かったとしても、どういった関係、お子さんなのか、どういった方なのかということまでは把握はシステム上全くできないということだけ補足で説明させていただきます。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑はよかったですか。

〔挙手する者なし〕

ありがとうございました。

それでは、教育委員会事務局所管に関する質疑を行います。

対象の質疑番号は107番から121番になります。

それでは、順に1問ずつお願いいたします。

107番。

○委員（山田喜弘君） 資料番号3、ページは33と35ページ、小学校・中学校ICT活用事業です。

授業でのICT活用の目標値を80%としており、先生へのアンケート結果によるとのことだが、客観的な基準を基に答えられているのでしょうか。

○学校教育課長（木村正男君） まず、本アンケートにおける数値の算出方法についてですが、これは、文部科学省が例年3月に各学校に実施する学校における教育の情報化の実態調査の中の授業にICTを活用して指導する能力という項目に対し、できる、または、ややできると肯定的に回答した教員の割合を算出したものです。

御指摘のとおり、本調査は教員の自己評価に基づくため、個々の経験や認識によって判断に差が生じるという可能性がございます。これに対して本市としましては、教育委員会としましては、文部科学省が示す選択肢の定義に加え、判断基準の例をICT教育担当者会、校長会などで提示しました。例えば、児童・生徒の興味・関心を高めたり、課題を明確につかませたり、学習内容を的確にまとめさせたりするためにコンピューターや提示装置などを活用して資料などを効果的に提示するという質問に対して、指導用デジタル教科書で児童・生

徒に学習内容について視覚的に提示するというように、どのツールを使用するかなどの具体例を示しています。

今回、校長会などで示した基準例をさらに具体化・詳細化することは、評価の適正化にとどまらず、教員にとっての具体的なICT活用のガイドラインとしての役割も果たすものになると考えています。具体的な例示を示すことにより、客観的な基準を基にしたアンケート結果になるように、調査・研究を進めてまいります。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、続いて108番。

○委員（天羽良明君） 52ページ、スクールサポート事業です。

医療ケアを必要とする児童・生徒のため、看護師資格を持つサポーターをどのように配置するのか。

期待される教員の負担軽減は何か。

○学校教育課長（木村正男君） では、お答えします。

小・中学校で実施する医療的ケアは、看護師免許を有する学校看護師が対象児の主治医からの指示に基づき実施します。その内容は、たんの吸引とか、胃瘻などを留置してチューブから注入するとか、導尿する、酸素吸入、薬液吸入、気管切開部の管理など専門性の高い医療的ケアが含まれています。

学校看護師の配置により、医療的ケアの実施が可能となり、専門的な視点から主治医や保護者、教職員との連携を図るほか、対象児の日常的な健康状態の管理、緊急時の対応も適切に行うことができます。令和8年3月現在、1名の申請が継続しておりますので、令和8年4月からも医療的ケアが必要な児童・生徒が在籍する学校に2名配置していきます。

教員の負担軽減につきましては、教員には法的には認められていない医療行為や、それに伴う児童の健康観察、個別のケアマニュアル作成といった専門的かつ命に関する業務を全て学校看護師が担うこととなります。これにより、教員の医療事故などに対する心理的・物理的な負担が大幅に軽減され、教員は本来の教育活動や看護師と連携した安全な学校づくりに専念できるものと期待しております。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございませんでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に移ります。109番。

○委員（酒井正司君） 54ページ、笑顔のもとを育む事業です。

不登校児童・生徒の増加が止まらない。令和3年から令和6年の市全体の不登校児童・生徒数と全国平均との差はいかほどですか。

○学校教育課長（木村正男君） お答えします。

不登校児童・生徒数の割合の本市と全国平均との比較についてお答えします。

令和3年度は、本市は3.12%、全国平均は2.57%、本市が0.64%上回りました。令和4年

度は、本市は3.93%、全国平均は3.17%で、本市が0.76%上回りました。令和5年度は、本市は3.67%、全国平均は3.72%で、本市が0.05%下回りました。令和6年度は、本市は3.99%、全国平均3.86%であり、本市が0.13%上回りました。

以上のように、令和3年から令和6年まで全国平均を上回ることが多く、本市の不登校児童・生徒数は増加傾向にありました。しかし、令和7年度はまだ3月の結果が出ておりませんが、全ての月において、今、令和6年度を下回っております。減少傾向への明らかな転換が見られております。これは、これまでの本市の不登校児童・生徒に対する対策としての未然防止、初期対応、自立支援を進めてきた成果であると考えています。

訂正をします。令和3年度の本市のパーセントですが、3.21%でしたので、訂正します。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑はございますでしょうか。

[挙手する者なし]

ないようですので、次に移ります。110番。

○委員（川合敏己君） お願いします。

資料番号3、54ページです。笑顔のもとを育む事業です。

会計年度任用職員報酬等（23人）となっております。令和7年度と比べ11名ほど増員となります。新たに7校増える校内教育支援センター以外にも拡充する予定があるのでしょうか。お願いします。

○学校教育課長（木村正男君） お答えします。

令和7年度当初は2名を校内教育支援センターに配置しておりましたが、9月の補正予算で認めていただいたので、4校分が増えております。そこに令和8年度に向けて、新たに7校分を増やすことになるので、令和7年度当初に比べると11校分増えていったということになります。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

[挙手する者なし]

ないようですので、続きまして111番。

○委員（田上元一君） 157ページの小学校管理一般経費についてお伺いします。

小学校の熱中症対策につきましては、令和8年の予算も含めて様々な取組をしていただいて、大変評価をするところでございますが、今回の事案で設置が進んでいるみまもりオアシスというのがありますが、もう既にクーリングシェルターがありますし、涼み処というのがあります。ちょっとごちゃごちゃになって市民の方にはかえって分かりにくくなっているのではないかなということで、これは教育委員会がやることかどうかちょっと分からないんですけども、可児市の熱中症対策ということで一度交通整理をすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○教育総務課長（下園芳明君） 今、田上委員言われましたように、クーリングシェルター等ほかの部署でも熱中症対策を所管しておりますが、お互いに共通理解の上、仕事を進めてい

るところです。今のところ市の業務に支障が出ていないことから、今すぐ一本化等をするとは考えておりませんが、情報共有して、市民に分かりやすく熱中症対策を進めてまいります。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、続きまして、112番から114番まで一括でお願いいたします。

○委員（奥村新五君） 資料番号3番で、小学校管理一般経費です。

冷水器は、生徒数に対して保冷能力は十分か。性能はどの程度のものを考えているのか。

○委員（松尾和樹君） 113、114です。同じく小学校管理一般経費並びに中学校管理一般経費です。

冷水器を大規模校に2台、ほかの学校に1台ずつ設置するとのことだが、その性能はどの程度でしょうか。児童数、生徒数に差がある中で、現行の台数配分で十分と判断した理由は何かお聞かせください。

○教育総務課長（下園芳明君） ただいまお二人から出された質疑について一括で回答させていただきます。

生徒数に対する保冷能力、設置台数につきましては、財政課との協議の中で、工事を伴うものでもあり、まずは使い心地やどの程度の頻度で使用されるのかを学校の意見を聞きながら検証した上で、足りないと判断した場合には追加で購入するというようにしています。

性能は、200ミリリットルで1分間に3杯程度、約100杯分の冷水を抽出する能力の物を想定しています。タンクに水をためる方式ではなく、必要な分だけ水道水を瞬時に冷やす方式であることから、能力を超えた場合でも水道水よりは冷たいとの説明を受けています。

なお、設置につきましては、来年8年度5月末には使用できるよう計画しています。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

○委員（奥村新五君） 知人に先生が見えて、そこは冷水器を設置してあるらしいんで、機械も違うから一概に言えないけど、もう能力が、その先生いわく低いということを知ったものだから、ちょっと心配になってその質問をしましたので、一度何かメーカーと、下校時に想定した検証をされたほうがいいような気がしております。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

○委員（松尾和樹君） 答弁ありがとうございます。

現時点でもう既に追加で購入することも想定に入れているということなので安心したんですけども、やはり大規模校に2台ということで、そのほかは1台ということですけども、大規模校というと1,000人ですね、生徒数が大体、ぐらいいで2台ということなんですけど、大規模校とは言わないけれども、中規模校といいますか1校当たり600人とかというところだと、結局そちらのほうが1台当たりの生徒数、児童数が多いわけですから、その辺りがちょっと懸念されるなと思ったことと。あと、利用時間というのがやっぱり集中すると思って

いまして、放課後の前ですとかお昼休みとか体育の授業の後とかですね、そういったときの短い休み時間など大丈夫なのか、下校前の準備で全体に支障が出ないのか。その辺りが気になるところですので、しっかりと学校のほうから相談を受けてということでしたっけ、しっかりと現場の状況というのは見ていただいて、必要とあらば、例えばですけれども、補正予算を組んでいただくぐらいのつもりでいていただきたいということを御意見申し上げたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に移ります。115番、116番。

○委員（前川一平君） 157ページ、158ページ。

同じ小学校管理一般経費と中学校管理一般経費のところ、スポットクーラーのリースについて、一基当たり幾らを想定しているのか。

また、稼働の期間を教えてください。

○教育総務課長（下園芳明君） 前川委員からいただいた2問につきまして一括でお答えします。

スポットクーラーのリース料、予算額は小学校が184万8,000円、中学校は168万円になります。5月の連休明けから10月末までのリース料で予算計上しております。

なお、リースするに当たり、電気工事は発生しておりません。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に移ります。117番。

○副委員長（酒向さやか君） 157ページ、小学校管理一般経費です。

学校備品購入費について、昨年度と比較して40万円増額とはなっているが、各学校からの要望に対して、物価高騰にも対応した十分な予算措置となっていますか。お願いします。

○教育総務課長（下園芳明君） 物価高騰は学校備品に限らず、市の多くの事業に影響しております。限られた予算の中から、各学校に必要な物を上げてもらい、精査の上購入しております。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に移ります。118番から120番一括でお願いいたします。

○委員（川合敏己君） お願いします。

資料番号3、157ページ、小学校教育振興一般経費です。

水泳指導・送迎業務委託料5,330万6,000円について、一つの事業者で考えていますか。市内全小学校に拡大することでコスト削減などスケールメリットはあるのか。また、予算の内訳をお願いいたします。

また、159ページ、中学校教育振興一般経費。

こちらでは、その委託料に2,967万8,000円が出ておりますが、同じ内容にて質問をさせていただきます。

○委員（板津博之君） 一般質問でもやらせていただいて、予算これで全校でやっていただけるということは、改めて感謝したいところです。

令和8年度から全小・中学校で水泳授業を民間委託とされましたが、年間を通じて16校の水泳授業をどのように進めていくのか説明を求めます。

また、今後の小・中学校のプールの跡地利用については、令和8年度予算で検討されるのかどうかというところをお願いします。

○教育総務課長（下園芳明君） まず、川合委員からの質疑にお答えします。

市内にある2つの事業者で入札を行い、既に受託業者を決定しております。

全部の学校に拡大することによるコスト削減はありません。

予算の内訳は、令和8年度の児童・生徒数に5回分の水泳指導料を掛けたものになります。その水泳指導料には、施設利用料と送迎費を含めた額になっております。

続きまして、板津委員からの質疑にお答えします。

年間を通じてどのように進めていくのかにつきましては、受託業者から5月から翌年2月までのうち、受入れが可能な枠を提示していただき、学校からは希望する枠を提示してすり合わせをしていきます。希望する枠が重なったときには、学校同士で調整の上、日程を決定します。実際の授業は、2時限の枠を活用して、プールでの授業、バスでの送迎、着替え等を行います。午前は2枠、午後は1枠活用します。来年度のスケジュール調整を現在進めておるところです。

プールの跡地利用につきましては、具体的には何も決定しておりませんが、駐車場が不足している学校については、取り壊して駐車場に、駐車場が充足している学校は、壊さずに太陽光パネル等を設置しようと検討しております。いずれにしましても、学校や財政課と協議しながら進めてまいります。以上です。

○委員（板津博之君） そうすると、その跡地利用については慌てて予算措置するというよりは、まず意向を確認して順次、もちろん駐車場に利用するとなれば、解体工事費等発生してくると思うんで、それはまたおいおいという形で考えてみえるということですか。

○教育総務課長（下園芳明君） はい。生徒数、児童数が多い学校につきましては、駐車場の不足についてはかなり困って見えているところがありますので、なるべく早いうちにとは検討しておりますが、いかんせん教育委員会の部局のほうで予算を大分使っておりますので、そこら辺をちょっとまた財政課のほうと今後の調整をしながら、早いうちに進めてまいりたいと思っております。以上です。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、次に移ります。121番。

○委員（富田牧子君） 168ページ、学校給食センターのことです。

今回の給食費無償化は公立小学校が対象で、私立や国立の小学校は対象外だが、給食を食べられない非喫食者の取扱いは、設置者に委ねるとなっております。スマイリングルームへ通っている子供たちに給食を提供するということはできないのでしょうか。

○学校給食センター所長（後藤道広君） 富田委員からの御質問にお答えします。

スマイリングルームにつきましては月・火・木・金曜日の平日の午前9時から午後2時45分までが開設の時間になっています。子供たちは自分たちが行ける日、行ける時間に自由に利用することができます。現在、1日平均20人の子供が利用していますが、10人から30人の幅で日によって人数に波があります。

スマイリングルームが可児川苑に移転しました令和6年9月の教育福祉委員会でも、学校教育課長のほうから少し説明させていただいておりますが、スマイリングルームの子供たちについては、毎日来られるとは限りません。前述のとおり、子供たちの事情によって来れる日もあれば、来れない日もあり、来れる予定が当日は来られなくなったり、逆に突然思いついて来れる場合もあります。

子供たちの気持ちの自由度を高めることや窮屈な要因を排除するといった意味合いでの配慮も含めまして、現在弁当対応としております。中に、給食を楽しみにして学校へ足を向ける子供もいると伺っておりますので、そういう面では、学校での給食が不登校解消のきっかけの一つとなってくればとも思っております。また、スマイリングルームでは、月に1度の行事としまして、スマイル食堂という昼食会も催されております。

給食センターからは以上です。

○委員（富田牧子君） それは分かるんですけど、それでちょっとついでお尋ねしたいんですけど、ばら教室の児童は、前は土田小学校に通って給食を食べているというふうに聞きましたけど、それも同じですかね。

○学校給食センター所長（後藤道広君） ばら教室については、土田地区のばら教室の場合は土田小学校に昼に行って食べるというのと、あと広陵中学校内の教室については広陵中学校内にありますので、そちらで食べられるということですが、可児川苑につきましては、最寄りの小・中学校等ありませんので、そういったことはちょっと難しいかと思われま。

○委員長（高木将延君） 関連質疑ございますか。

よろしかったですか。

[挙手する者なし]

発言もないようですので、これで教育委員会事務局の事前質疑を終了といたします。

改めて、今までの質疑に関する質疑を許します。

質問される方は、お一人質疑1回につき1問としてください。その際には、一番左の質疑番号と事業名の発言をお願いいたします。

では、委員の方も執行部の方も挙手をして、委員長の許可を得てからマイクのスイッチを入れて行ってください。

質疑のある方、ございませんでしょうか。

○委員（川合敏己君） すみません、先ほど聞き忘れまして、水泳指導・送迎業務委託料のところなんですけど、これって委託という形でやっていますが、例えば感染に伴う、例えば学級閉鎖とか学年閉鎖で行けなかった場合や、例えば休んでしまった子がいるとかという、さっき1人掛ける5回分ということで試算をされていらっしゃるようだったので、こういうケースはどうなってくるのかということをお教えいただけますか。

○教育総務課長（下園芳明君） 確かに契約そのものは単価契約ではありませんので、いわゆる契約そのものは児童数、生徒数掛ける幾らというような計算で契約をしますけれども、例えば1人今日急遽欠席するとかという場合でも、結果的には送迎のバスの台数が変わるとか、あと1人増減することでインストラクターが増減することはまずあり得ないということで、今のところ、多少の人数の増減については金額が変わらずということで考えております。ただ、今委員のほうに心配されましたように、水泳事業の外部委託、また冬に向かっても行けますので、先ほど言われた学級閉鎖であったり、そういった大勢の人数が増減する場合につきましては、その都度事業者のほうと協議をしまして進めていきたいと検討しております。以上です。

○委員長（高木将延君） そのほか質疑ございませんでしょうか。

よろしかったですか。

〔挙手する者なし〕

発言もないですので、これで教育委員会事務局の質疑を終了し、本日の教育福祉委員会所管部分の質疑を終了いたします。

執行部の皆さん、お疲れさまでございました。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時42分

○委員長（高木将延君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

本日の予算案の質疑を通して、今後の予算執行に向けて可児市議会として執行部に注意を喚起すべき事項や委員長報告に付すべきことなどについて議論をするために自由討議の動議がありましたら、お諮りしたいと思います。

自由討議の動議ある方、挙手をお願いいたします。

〔挙手する者なし〕

ないようですので、自由討議は行わないということにいたします。

なお、昨日ありましたふれあいパーク・緑の丘事業につきましては、建設市民委員会のほうで聞いていただいているということで、あした山田委員長のほうから報告をお願いしたいと思います。

ほかに発言もないようですので、本日の当委員会の日程は全て終了といたしました。

これで終了してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回は明日13日午前9時より再開し、討論・採決等を行いますので、よろしく願
いいたします。

本日は大変お疲れさまでございました。

閉会 午前10時43分

前記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和8年3月12日

可児市予算決算委員会委員長